

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：災害拠点病院施設 **RR-1**（2）空冷式ヒートポンプチラー補修工事

障がい者医療・リハビリテーションセンター（災害拠点病院支援施設）屋上に設置する空調設備（**RR-1**（2）空冷式ヒートポンプチラー）において、定期点検を実施したところ、空調設備内の圧縮機が故障しており、圧縮機の交換工事が必要となった。

空調設備内の圧縮機交換工事にあたり、既設部分（空調設備本体）と今回交換する圧縮機は密接不可分の関係にあり、既設部分設置メーカーであるダイキン工業株式会社以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。また、補修工事にあたっては設備の設計や構造について熟知し、専門的知識と経験が必要である。

これらの条件を満たしているのはダイキン工業株式会社以外にはなく、本件工事は特定の者でなければ履行できないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び大阪府財務規則の運用第62条関係第1項第2号アの規定により当該法人と随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積の徴取を省略するものである。